

保 育 所 転 園 申 込 書

令和 年 月 日

(宛先)中央区福祉事務所長

住 所 中央区

保護者

氏 名

電話 ( )

下記のとおり令和 年 月の初日から転園したいので、申し込みます。

申し込みにあたり、裏面の「転園申し込みに関する確認事項」については、すべて確認し、同意しました。

記

児童名	生年月日	クラス	在 園 中 の 保 育 所	転 園 希 望 の 保 育 所
ふりがな -----	年 月 日	歳児		
ふりがな -----	年 月 日	歳児		
ふりがな -----	年 月 日	歳児		

転園先での月極延長保育の希望 有 ・ 無

※「有」の方は、併せて月極延長保育申込書を提出してください。

父 母 の 状 況 (1) 認定事由 (2) 事由の現況 (3) 申込児童 以外の出産	母	(1) 就労・学校等に在学・求職・疾病・介護・出産・育児休業 (2) 日数 日/月 時間 時間/日 (3) 出産(予定)日(令和 年 月 日)
	父	(1) 就労・学校等に就学・求職・疾病・介護・育児休業 (2) 日数 日/月 時間 時間/日

転園を希望する理由(具体的に)	
-----------------	--

## 転園申し込みに関する確認事項

### (1) 申し込み前に

保育園のごあんないを読み、内容を十分理解した上でお申し込みください。

転園希望の保育所を複数園希望する場合は、必ず希望順に番号を振って記載してください。

### (2) 転園内定・転園決定の取り消し

① 提出された保育所転園申込書、保育の必要性を証明する書類に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合は、内定取り消しまたは退園になります。

② 提出された保育所転園申込書、保育の必要性を証明する書類の内容と転園内定または転園決定後の実態に差異がある場合は、内定取り消しまたは退園になります。

①または②に該当した場合、元の園には戻れないため、退園となります。

### (3) 転園内定の辞退

転園の申し込み後、転園先に内定した場合は、元の保育園には戻れず、退園となります。そのため、転園を辞退する場合は、現在通っている保育園も退園となります。転園の意思がなくなったときは、保育所入所（転園）申込取下届を速やかにご提出ください。なお取り下げとなるのは、提出日の直近の締切日となる希望月からとなります。

### (4) 保育所転園申込書の有効期間

利用希望月に転園が保留となった場合、保育所転園申込書の有効期間内であれば翌月以降も利用調整を行います。申込書および添付書類の有効期間は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（12月～2月を除く）のうちいずれか早い日となります。引き続き転園を希望される場合は、申込期間が終了する前に改めて申し込みが必要です。有効期間が終了しても区から通知はいたしません

### (5) 育児休業取得中の方の利用調整

既に保育園に通っているお子さんの弟・妹の育児休業を取得している場合、上の子の転園の利用調整は妊娠・出産の指数で行います。復職が確認でき次第、就労の指数で利用調整を行います。

### (6) 兄弟姉妹で転園申し込みする方

本申込書と併せて兄弟姉妹入所（転園）条件確認表の提出が必要です。

### (7) お子さんの健康状態について

以下の項目のうち、該当するほうにチェックしてください。記載がない場合、健康状態は「良好」として取り扱います。

また、疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどがある場合は、健康状態調査書をご提出ください。

なお、その申し出がなく転園内定後に判明した際は、内定を取り消しすることがあります。その際は、元の園も退園になります。

#### お子さんの健康状態について

健康状態は良好です。

疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどがある場合  
※健康状態調査書をご提出ください。

### (8) 転園先で月極延長保育の利用を希望する方

本申込書と併せて月極延長保育申込書の提出が必要です。